

第2回 上條小学校3号館
耐震補強設計に係る第三者
委員会議事録

平成29年2月7日

泉大津市教育委員会

平成29年2月7日(火)午前10時より第2回上條小学校3号館耐震補強設計に係る第三者委員会会議を泉大津市職員会館3階集会室にて開催した。

出席委員

委員長 阿波野 昌幸(近畿大学建築学部教授)
副委員長 中井 洋恵(ひなた法律事務所弁護士)
委員 小倉 正恒(一般社団法人日本建築構造技術者協会(JSCA)関西支部支部長)

出席事務局職員等

教育長 富田 明德
総合政策部長 迫間 一郎、総務部長 吉田 利通
教育部長 朝尾 勝次、教育部次長兼生涯学習課長 丸山 理佳、教育部参事兼指導課長 向井 説行、教育総務課長 木村 浩之、教育総務課長補佐 中平美和子、教育総務課総務係長 藤田 哲也、教育総務課総括主査 堀内 啓史、教育総務課技術職員 稲田 博紀

議事

(1) 検証について

公開

傍聴者数 0名

議事

(1) 現地確認の報告等

◆委員長（阿波野昌幸） それでは第2回委員会議を始めます。議事に入る前に、1月29日に上條小学校3号館の現地調査、および当時耐震補強設計した設計業者からのヒアリングをしておりますのでその件と、第1回委員会以後に提出された資料もありますのでこれについて確認の報告をしたいと思えます。まず、現地確認および設計業者に対するヒアリングの件については小倉委員より報告をお願いします。

◆委員（小倉正恒） 報告致します。まず、現地確認については出来上がった状態でしたので躯体内部は見られなかったのですが、見る限り問題無く設計通り出来ていると判断します。設計を担当したB社へのヒアリングの内容を報告します。

まず1点目、受託に至った経緯についての質問に対して、当該の設計事務所が泉大津市の他小学校の設計業務を既に受託していた事から、市担当者より上條小学校についての相談を受けた。低強度コンクリートではあっても補強のやりようは有るのではと答えた。半年くらい後に建て替えは資金的に無理なので何とか補強でいけないかとの相談をいただいたとの事。第三者の評価はどこも受け付けてくれないと分かっていたので後日、市とB社で覚書によって3つのケースを示した。①設計者の判断で設計する。②設計者の出身大学の先生のお墨付きをもらう。③大学の実験所で実証する。市としては費用の事もあり、①を選択した。ただし、診断基準の適用範囲を逸脱するため覚書を締結したとの回答でした。

2点目、コンクリート強度について、コア抜きをしていますが全て壁から採取していたが柱梁からの追加採取は検討しなかったかとの質問に対し、追加するのであればA社と市とでやるべきだったのではないかとの回答でした。

3点目、コンクリートの圧縮強度試験結果を確認したかという質問に対し、全て確認したとの回答でした。

4点目、耐震補強の設計方針について設計内容の評価を第三者機関から受ける事について、どの程度相談を持ちかけたのかという質問に対し、大阪府建築防災センター、大阪府建築士事務所協会、民間確認審査機関1社にヒアリングしたとの事。

5点目、鉛直荷重時の検討についてチェックを行っているかという質問に対し、この建物は2階建ての鉄筋コンクリート造の上に3階の鉄骨造が乗っている。2階のコンクリート強度は低い、3階部分は鉄骨造で軽いため2階柱が支える重量が軽い、また、柱に耐力壁が付いているので鉛直荷重に対しては安全であると判断したとの回答でした。

6点目、アウトフレームによる補強は診断基準でいう層間変形が大きくなる、つまり変形が少ない強度型補強に該当するという認識ですかと、一般的には建物内に耐震ブレースあるいは耐震壁を設けるのが強度型補強ではないかとの質問に対し、建物内部に補強ブレースや耐震壁を加えるのはあと施工アンカーを既存建物にかなり打たなければいけないのでコンクリート強度が低いとアンカー耐力に問題が有るのでやめようと、そこでアウトフレームという外側に付ける方法を選択したという事でした。地震力に対して既存躯体とアウトフレーム、それぞれの負担割合について聞いたところ、既存躯体55%アウトフレーム45%との回答でした。

7点目、3階鉄骨造のY方向（短辺方向）に対する補強の考え方についての質問に対し、3階の床から建ち上がる新しい外側の柱で補強していると、3階は軽いののでそれで十分との回答でした。

8点目、耐震診断計算に用いるコンクリート強度は、調査結果に基づいて各階について異なった数値を用いていますかという質問に対して、そのとおりですとの回答がありました。

9点目、アウトフレームのコンクリート強度についてはどうしていますかとの質問に対し、既存部分と同じ低い強度を採用して算定しているとの回答でした。

10点目、あと施工アンカーの使用部位について、アウトフレームのせん断力の伝達部位に使っているのですかと質問したところ、そのとおりですとの回答がありました。

11点目、あと施工アンカーの強度を1/2に低減しているが低減前のアンカー強度はどれを採用しているかと聞いたところ、低いコンクリート強度を採用している、そしてさらに1/2しているとの事。実際に引っ張り試験をしているが、設計と比べて問題無い結果となっていました。

12点目、アウトフレームの下にくい打っていますかと、地盤が悪いとアウトフレームの下に杭を打たないとアウトフレームが効きませんので、この質問をしたのですが、この建物は直接基礎であり杭は打っていないとの回答でした。

最後に私の感想ですが、アウトフレームのコンクリートを既存と同じ強度まで低減している、あと施工アンカーの強度をかなり低減している、そういったことが耐震補強設計するうえでの設計者の配慮だったと考えました。そして、低強度コンクリートの試験結果から診断計算に用いるコンクリート強度の設定をしています。通常はコンクリート強度の平均から標準偏差の半分（2分の1シグマ）を引いたものを採用しますが、今回は標準偏差そのものを引くことで通常よりもさらに低い強度（安全側）で評価しているという事。それから建築研究振興協会ではコンクリート強度が13.5N/mm²より低い場合、こうしなさいという指針を出しています。それによると柱や壁のせん断耐力、横力に対する抵抗力ですが、この算定をするときには、低い強度のときはさらに耐力を低減しなさいとなっているが、それも採用されている。以上より、かなり安全側の設計をされているなど感じました。

◆委員長（阿波野昌幸）小倉委員、ありがとうございました。中井委員、何かありますか。

◆委員（中井洋恵）ほぼ、技術的な事は小倉委員がおっしゃったと思います。百聞は一見にしかずで、現場を見て、耐震補強の思想、技術の考え方というのは現地を見てよくわかりました。外フレームに力がかかるようにしている、それから安全側に色んな数値を見られていて、かなりよく設計されているという事が現地を見て分かりました。

◆委員長（阿波野昌幸）中井委員、ありがとうございました。小倉委員の説明に細かい内容がありましたが、私も同様に構造計画上アウトフレームの採用、それに対する強度に対する配慮、低減に対する配慮が、かなり安全側の検討がされている印象を私も受けました。ということでこれが現地調査、現地にての構造設計者へのヒアリングだと考えます。

それともう一つ、議事に入る前に、第1回委員会の後に提出された資料について

補足したいと思います。まず、低強度コンクリートの公的機関の試験結果の報告書を確認し、写真などを見ましたが、コアに非常にジャンカが多い場合は除くという事もありうるのですが、資料を見たところ、特にこれを除くべきという認識には至らなかった。現在の採用強度は妥当だと考えました。

また、新しい躯体と古い躯体を繋ぐ、あと施工アンカーの施工段階での引抜試験結果についても提出が有りました。アンカーの径や施工日が異なる毎に行っており、試験結果は十分余裕を持ってクリアしている事を確認しました。

また、これは責任問題にも関係が有るので報告しますが、当時の教育総務課の方とA社の議事録ですが、作成はA社だと思います。A社が過去の他市での経験から解体撤去し建替えすべきとの見解を示し、建替えでなければ本業務は中止しますと述べ、それに対し市側は来年度に小学校は全ての耐震補強を完成するよう予算組みをしていると、今から建替えの補助は受けられないのでこの委託業務は中止する、補助金無しで補強するしかないとA社に言っているという議事録です。これは書かれたのが設計者だと思いますので市が公的に認めた記録かどうかは定かではないのですが、市から提出が有りました。

それでは報告確認は以上で、議事に入ります。では、事務局より本日の議事内容について説明ください。

(2) 検証について

◎教育総務課長（木村浩之）本日の内容は検証の1件となります。上條小学校3号館耐震補強設計に係る第三者委員会設置要綱第2条に基づき、1点目「上條小学校3号館は、『コンクリート強度が低いため公的基準を満たす耐震補強はできない施設である』と認識した上で耐震補強を実施した理由」、2点目「耐震補強後の3号館について、公的基準を満たしていないことを公表せず、耐震補強が完成したとした理由」、3点目「前2点の理由について適正であったか、また、職員及び元職員の責任と懲戒、賠償請求等の可否」、4点目「3号館の耐震補強設計を受諾した業者の責任と当該業者への賠償請求等の可否」、5点目「今回の事例を含め、再発防止策に関する事」について、以上について、検証及び考察をしていただくものです。

◆委員長（阿波野昌幸）それでは、1点目と2点目は共通する事かと思しますので同時に行いたいと思います。ここは今までの議論の中で多くのことが浮かび上がってきたと思いますが、改めて小倉委員からお願いします。

◆委員（小倉正恒）少し推定も入りますが、平成22年度に泉大津市が全ての小学校で耐震化を終了させるという予算組みがされ、事業を実施しました。この小学校に関してはコンクリート強度が適合基準に達していないため一つ目の設計業者から辞退の申し出が有りました。その後、市は新たな設計業者と契約しました。コンクリート強度が最低強度を下回ることを前提として設計するのですが基準に則り構造計算するという内容の覚書を締結し設計業者の技術的見識によって設計を行いました。耐震補強設計は第三者機関の判定を受けられないということで文科省の補助基準に該当しない事はその時点で分かっていたうえで補強を実施しました。これが一つ目

の理由で、二つ目の公表しなかった理由については、泉大津市のその当時の担当者は第三者の判定は文科省の補助を受けるために必要だという事は十分認識していましたが、耐震診断及び補強設計の内容の妥当性を公的に示すために必要な行為だという十分な認識は持っていなかったと考えます。耐震診断と補強設計をする設計業者がいて文科省の補助がいらぬのであれば公的基準を満たしていない事を公表する必要性は無いと、それでこの事業を実施する事に疑問は抱けなかったのだとは無いかと考えます。以上です。

◆委員長（阿波野昌幸）ありがとうございました。では、中井委員からお願いします。

◆委員（中井洋恵）「上條小学校3号館は、『コンクリート強度が低い公的基準を満たす耐震補強はできない施設である』と認識した上で耐震補強を実施した理由」は、小倉委員が言われたように、平成22年度に耐震補強の予算組みが行われていて、建替えの予算が補助の申請もされず、建替えであればその年内では出来ない、であれば耐震補強でせざるを得ないと考えていたのではないかと認識しています。そのうえでコンクリート強度が基準に達していないと、設計業者から辞退の申し出があったと、しかし予算の問題があったので、今年度中にかなり脆弱な建物であったため耐震補強工事をしないと危険だと思って、ただし公的な評価が受けられないという事は文科省の補助基準に該当しないというだけであるという認識のもと、自主的な耐震補強の実施をすればいいんだという事を泉大津市は検討したようです。泉大津市はそういう事が出来るのかと設計業者の先生に相談し、一級建築士の事務所でも公的な評価が受けられないかと模索したが、受けられないと判ったが、だけでも技術的な見識から色んな配慮をした上では耐震補強工事が出来るということでB社が請けて設計をされた。B社は公的な評価が受けられない、コンクリート強度が低いことを前提とした設計しかできませんよという事の説明を泉大津市には十分されていて、それに関する記載も覚書の中に存在します。そして自主的な耐震補強の設計をしてコンクリート強度が適合していない事で存する若干の疑念が残り、公的な評価が受けられないものの既存躯体の外側にフレームを創設し、出来るだけ新設部分に力が集中する設計を行い、新設部分は通常コンクリート強度が高いと考えられる柱に接合し、既存躯体だけでなく問題の無い新設部分においても既存躯体の強度を当てはめ安全側に設計し、既存躯体本体と新設躯体の接合部であるアンカーの引抜強度については引っ張り試験をして合格となっており、またこのアンカーの強度を1/2と安全側にみて可能な限りの強度を有する耐震補強がなされ、補強前は0.1であったI_s値が補強後は0.73になるなど、格段に安全性が向上しているということから、耐震補強をして不適合であるという認識が泉大津市では無かったと考えます。

◆委員長（阿波野昌幸）ありがとうございました。お二人のご意見でかなり問題および耐震補強に至った理由が浮き彫りにされたかと思えます。私もほぼ同様の考えと理由かと思えます。それではこの2点につきまして簡単にもう一度復習させていただきますと、泉大津市では耐震補強を推進しておられたという中で、平成22年度の予算組みの中で耐震補強を小学校において全て実施する計画という方向であったと、その中でコンクリート強度が3号館について非常に低いという事が判明し、それに対して最初の構造設計士の方からこれは普通の基準では適合していない、なおかつ評価も受けられないと言われ、それに対してとにかく耐震補強でいこうという

方針で次の構造設計士を探されたという事です。その時に新たなB社の構造設計士は、確かに強度では下回るという事を認識しながらも補強は出来ると、但し、覚書にも示されているように公的な評価はとれない、あるいは公的な認可はとれない事を前提として、でもやろうと思えば補強は出来るとして補強するに至ったという事です。これに対してなぜそのようなことになったかという一番の理由だと思うのですが、泉大津市さんは第三者の手続きそのものがあくまでも文科省の補助を受けるために必要な行為であると考えていたと、それで耐震補強の内容の妥当性を公的に示すために必要な行為であるという事は十分に認識していなかった。公的に示すための絶対条件とまでは認識していなかったというのが一つ目の理由。

もう一つ、公表しなかったのは何故かと、文科省の補助を必要としないのであれば公的な基準を満たしていない事を公表せずに耐震補強事業を実施する事に対しても疑問は抱かなかった事が大きな理由かと思えます。さらにその補強事業を勢いづける理由としてはB社の構造設計士の考え方において、構造計画上アウトフレームを採用し、でコンクリート強度が低いという事に対していくつかの配慮をするという計画により十分に安全な補強が出来ると、先程中井委員からもあった数字上で目標のIs値0.7をかなり上回るような安全性を確保した建物の補強を技術的にプロである構造設計士から伺ってその方向に進むことになったということで今回の耐震を実施した。これが公表せずに完成した理由ではないかと考えます。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

◆委員長（阿波野昌幸）それでは、次、3点目と4点目ですが、これはどちらも責任の話です。前回の委員会でもありましたが、市からも顧問弁護士に相談されたかと思うのですが改めて市の顧問弁護士の意見を要約してお伝え頂けますでしょうか。

◎教育総務課長（木村浩之）それでは市の顧問弁護士の意見について大筋ではありますが説明させて頂きます。

平成22年当時は大阪府への報告義務が無く、市の判断で独自の設計により耐震補強を行ったものであるが、学校施設であることや公金で施工することなどを考慮すれば、やはり当時からあった公的基準をみたすべきであり、それが不可であれば耐震補強を選択したことは不適切であったと考える。結果として3号館は使用不可能にせざるをえないという事態を招いてしまった。今回は耐震補強を選んだことに対する点において、法的な過失かどうかはともかく、大阪府への相談等、耐震化の妥当性について詳細な検討を怠ったという点では、何らかの責任はあるものと考え、懲戒等もあり得るものと考え、耐震補強後使用すること自体には違法性はなく、損害賠償請求まではできないものと考え、という意見をいただいております。

元職員の責任につきましては、退職金返還請求を行うには、本事案は軽微でありできないと考えている。したがって退職者に責任があったとしても、処分等はできないものと考え、という意見をいただいております。

次に業者の責任につきましては、受託業者は事前にコンクリート強度が低いために耐震補強設計に係る基準を外れた検討になることを説明しており、基準を満たすことができないことを前提に補強計画を行うこととしている。第三者機関の評価書を取得できる設計をするという約束はしていない。また、基準を満たす耐震補強設計

以外は実施してはならないということはなく、法令違反には当たらない。よって、受託業者には法的瑕疵及び道義的責任はなく、受託業者に損害賠償請求はできないと考える。という意見をいただいております。

◆委員長（阿波野昌幸）いまのお話ですと、職員の責任については公的基準を満たしていないのに耐震補強を選択したという不適切なところもあった、また今現在使用不可能になったという事から大きな影響はありますが、耐震補強後の建物を使用する事自体は全く違法性が無いので損害賠償までは出来ないという顧問弁護士の結論ですね。元職員についても退職金返還請求まではいかないと。

また、建築士に対する責任についても、一応説明すべき事は説明して、また、ある前提でもって補強計画を行うということも覚書などで示しているという事、基準を満たす耐震補強以外をしてはならないという法律も有りませんから、設計士には法的瑕疵や道義的責任は無いので損害賠償請求は出来ないのではないかとこの意見でした。これらはあくまで顧問弁護士からの意見ですので、本委員会での議論をしたいと思います。

それでは3点目の職員および元職員について意見はございますか。

◆委員（小倉正恒）顧問弁護士の意見はそのとおりだと思います。最初の設計業者から辞退の申し出があったとき辞退の理由をもう少し考察すべきだったと思います。公的基準から外れた補強に対し、認めてもらえる公的機関が無いという事がどういう意味なのか、場合によっては建替えに路線変更出来たのではないかと思います。しかし、職務に忠実なあまり予算消化や業務遂行を優先した結果が公的基準を満たさない事業ということになってしまいました。職員の責任は問えないのではないかと思います。

◆委員長（阿波野昌幸）もう少し深く考察すべきところがあったかもしれないが、非常に職務に忠実というか、早く予算を消化して業務を遂行しなければならないという事を優先した判断なので責任は問えないのではないかとのご意見、わかりました。

それでは中井委員、お願い致します。

◆委員（中井洋恵）私も結論は同じ意見ですが、辞退があった時に、その辞退の意味を深く考察すべきで、公の建築物である以上、原則として公的基準は満たすべきだったと。これに対して次年度の予算や補助を待って建替えを検討していたのでは脆弱な建物のまま使用せざるをえないなどの理由、公的な評価を得られないまでも実質的耐震補強を選択するべきであるという考えであれば多様な観点からの検討が必要であり検討経過を書面に残すべきであった。しかるべき検討経過が一切無い点は、市全体の組織としての問題点が存する事は否めない。しかしながら職員や元職員に懲戒や損害賠償責任等を追及すべき過失が存したかどうかについては、当時職員は、文部科学省の補助を必要としないのであれば公的基準を満たさなくとも耐震補強事業を実施する事ができると考えており、さらに建築士の技術的見解において元の本件建築物における強度を大きく超える補強となった事、建築防災協会における記述でも真っ向からコンクリート強度の低い建築物の補強を否定するものではな

い記載も伺えること等からすれば、本件耐震補強自身が違法にまでは言えず、職員の責任までは問えないと考えます。

◆委員長（阿波野昌幸）ありがとうございます。中井委員の意見では結論の正当性を示すべき経過を書面に残すべきだったのではないかという事。ただし、非常に強度を高めている補強をされた事、建築防災協会も真っ向から低強度の建物の補強を否定していない事からも違法とまではいえないのではないかというご意見だと思います。

◆委員長（阿波野昌幸）それでは3点目についてまとめたいと思います。小倉委員、中井委員ともに結論は職員および元職員の責任は問えないのではないかと、但しもう少し、最初の強度が低く出た時点で、最初の設計士から補強が難しいというサジェスションを受けた時点で認可を受けるか受けないかだけでなく、もう少しその意味を深く認識すべきであったということ。しかし、非常に職務に忠実であり、また予算を消化する、あるいは年内に補強を終える等々の責任感から耐震補強するという方向を推進した。ただし途中の検討経過、妥当性を示す書類が一切無かったというのは問題である。しかし、補強自体が非常に強度の高いものを目指した補強、あるいは防災協会の中でも真っ向から強度の低いものを補強する事は否定していないことから、補強した事そのものが違法とは言えないので職員の責任は問えないのではないかという結論かと思えます。

◆委員長（阿波野昌幸）それでは4点目についてまとめたいと思います。設計者の責任という事で議論したいと思えます。小倉委員、よろしくお願いします。

◆委員（小倉正恒）一級建築士という資格を持たれた方々がこの業務に携わっていらっしゃるんですが、市が発注する公的業務において公的基準を満たさない内容で遂行している。第三者の判定を得ずに完了した、この行為が一級建築士として適切かどうかについては疑問に思えます。ただ、受託にあたって、市から強い要請を受けた事が推察されます。補強設計にあたっては新設部材のコンクリート強度を既存コンクリートと同等に低く評価したり、あと施工アンカーの強度の安全率を増したり、その他もろもろ、いくつかの配慮がなされています。こういったことから受託業者は建築士としての業務を適正に遂行したと考えます。よって受託業者の責任は問えないと考えます。

◆委員長（阿波野昌幸）ありがとうございます。それでは中井委員、お願いします。

◆委員（中井洋恵）さきほど述べましたように、本件補強自身が違法かということ、そこまでは言えないと考えている事。それに加えてB社は市に十分、公的評価を受けられない事を説明していますので、十分市が分かったうえで委託している事ですから、それに対して民事上の責任をB社に請求する事は出来ないと考えます。また、

それに加えて補強の実施にあたっては一定の配慮をなされており、建築士としての業務を適正に遂行しているものと考えられます。よってB社に対してコンクリート強度不足の建物を補強した事をもって受託者として責任は問えないものと考えております。

◆委員長（阿波野昌幸）ありがとうございます。お二人、ともに責任は問えないのではないかというご意見をいただきました。私もお二人の委員と全く同じ意見でございます。

まとめますと、B社の設計士の責任として冒頭に私からお話ししましたが、市から強い要請を受けていたことが推察されます。加えて泉大津市の予算と年度内遂行という業務に協力しようという気持ちから遂行したのだと思います。ただしその前に、構造設計士として強度が低いことに対する内容については覚書でもって十分に説明していたかと思われまます。ただしそれが公的な認可を受けられないという意味以外にも、もう少し深い意味が有ったことも説明すべき点があったかと思いますが、補強そのものについては非常に安全率を高めている、構造計画上も色々工夫をされているという点からも、覚書の範囲内の業務は適正に遂行されていたのではないかという事で、受託業者としての責任は問えないのではないかという本委員会の結論としたいと考えます。

◆委員長（阿波野昌幸）それでは5点目についてまとめたいと思います。小倉委員ご意見をお願いします。

◆委員（小倉正恒）まず設計業者から辞退の申し出が有ったとき、理由について深く考える必要があった。別の業者へ委託を考えるだけでなく耐震補強という事業そのものの転換も視野に入れておくべきであろうと思います。その際、有識者からの意見聴取が有効な手掛かりになると思います。

◆委員長（阿波野昌幸）ありがとうございます。中井委員、お願いします。

◆委員（中井洋恵）本件については、公的基準を満たさないが耐震補強工事をしますといった判断をした経緯についての文書が全く残っていない事が市民の不安をおおる大きな原因になったと考えています。本来は公的基準を満たす事が基本ですが、諸般の事情で原則と異なる判断をする場合は十分な検討を行うべきであり、その検討の過程を文書に残すことが後日その判断の適正の担保を行うために必要です。そして文書を残した以上、色々な公開に耐え、市民も納得できるという判断であれば行えばいいと思います。文書にならないという判断であれば、それはしてはいけない判断だという事になって行く訳です。よって、コンプライアンスの関係から市が重大な判断を行うときは十二分な検討を行い、その過程を文書に残すことを求めるものであります。

◆委員長（阿波野昌幸）はい、私も今回の耐震診断、耐震補強の件につきまして、

まずやはり妥当性を確認する途中の段階で、コンクリート強度が低いという、ある専門家からこれは難しいという提言がなされたときに、さらなる専門家、第三者の判定委員あるいは府に相談する等々が抜けていたのではないかと感じます。

という事で3委員の意見としましては、市としての今回の事例を含めての防止策というならば、ある業務をすべきときに、何らかの障壁があったときにその業務方針の転換を思い切って視野に入れるべきときにはそうするべきである。そのときは有識者の意見なり、あるいは府などの意見も有効な手掛かりになるのではないかと思います。そして中井委員からもありましたように、そもそもそういう色々な判断をする際は、その経緯、議論内容を文書に残すべきではないかと。そうする事によって市民への説明も出来るし、市民の不安をあおるようなことが生じないのではないかと思います。コンプライアンス上、市が重要な判断を行うときは十分な検討とその過程を残す文書が必要であるという事が本委員会の意見かと思えます。

以上、事務局からの質問などは有りますでしょうか。

◎教育総務課長（木村浩之） 特にございません。

◆委員長（阿波野昌幸） 第1回で残された追加調査の報告も含めて、5点についての議論を進めてまいりましたが、まとめに入りたいと思います。

まず1つ目が、「上條小学校3号館は、『コンクリート強度が低いため公的基準を満たす耐震補強はできない施設である』と認識した上で耐震補強を実施した理由」、ならびに2点目「耐震補強後の3号館について、公的基準を満たしていないことを公表せず、耐震補強が完成したとした理由」、ほぼ同じ内容ですので理由をまとめます。平成22年度、泉大津市として小学校全てにおいて耐震補強を完了する予算組みをされていた。その中で耐震補強以外の手法は検討していなかったという事です。ある時点で設計業務の発注後にコンクリート強度が公的基準に達していないのでA社から辞退の申し出があった。それに対して市からの強い要請に応じてB社が受託する事になった。ただしB社は覚書を交わし、補強設計を進めたわけですが、その際に泉大津市は第三者の判定は、文科省の補助を受けるために必要な行為として捉えていて、耐震診断および耐震補強の内容の妥当性を公的に示すために必要な行為であると十分認識していなかった。そこに専門家からの説明不足があったのかもしれない。それで耐震診断および耐震補強を実施する設計業者が出てきたことから、文部科学省の補助を必要としないのならば公的基準を満たしていないことを公表することなく耐震補強事業を実施することに疑問を抱かなかった。これらが耐震補強を計画し、公表せずに完成させた理由でございませぬ。ただし、公表しなかった理由といたしましてはそれなりの安全率の高い強度の高い補強をしたという前提で、問題ないと、I s 値も十分高く、I s 値の基準を満たしていたから公表の必要性は無いと担当者は考えた。これらが1点目、2点目の理由ではないかと結論付けました。

続けて3点目について

「前2点の理由について適正であったか、また、職員及び元職員の責任と懲戒、賠償請求等の可否」、これは市の顧問弁護士からも責任は無いのではないかとというサジェスションがあったという事で、この委員会としても、職員がA社からの辞退の理由、これを理解して深く考察しておれば良かったのですが、やはり耐震補強ではなく建替えの選択に至らなかったのは予算と補強の期限ということで、その職務に非

常に忠実で、予算を消化するという事で、ある意味では業務遂行を最優先にしたというとらえ方が出来ると思います。従って、その職員に対する処分においては責任を問えないという結論かと思えます。またその裏には単に強度が大きい補強をしたという説明を受けたこともあり、防災協会でも強度の非常に低いものを補強してはならないという文言も一切ございませんので補強してしまった事自体は決して違法とは言えないので職員の責任は問えないと言えるのではないかと思います。ただ問題点としては、この後にも繋がりますが、補強まで至った経過、正当性を示す議論等々の書面が無かったという点は次の問題点になろうかと思えます。

次に4点目、設計者の責任についてはどうかという点ですが、市発注という公的な業務で基準を満たさない業務を遂行したという見方も有るのですが、B社は市からの強い要請を受けたということで、それに対して低い強度ながらも補強する方法が有ろうという判断を下し、ただしそのリスクについては全て覚書に示しております。その中でコンクリート強度が低いなりに安全率を高める工夫をしている、それにふさわしい補強方針を立てたという事で責任は問えないのではないかと。ある意味では覚書に示した内容に基づいては非常に忠実に業務を遂行しているという事で設計者の責任は問えないのではないかという結論です。

続いて5点目です。再発防止について、このように耐震補強に限らず色々な業務において、業務方針の転換を図るときには、市としては有識者からの意見聴取、第三者の意見を聞き、府や国の意見を聞いて、その業務の転換を視野に入れるべきであったのではないかと。また、そういう色々な判断をする際、特に今回のような公的基準を満たさないような判断をする際には、その判断をするまでの経緯、或いは市での議論内容等々を、一人の担当者に任せず、なんらかの文章で残されることが、コンプライアンス上非常に重要で、重大な判断を行う時には、十分な検討を行ってその過程を文章に残すべきではないかというのも一つの再発防止策ではないかと思えます。前半は何らかの府、国、有識者なりの見解を、方向転換の検討と共に何う必要があるという事と、そもそもそういう方向転換をし、或いは大きな判断を下す時には、過程の記録を残すという、大きく2点かと思えます。

◆委員（中井洋恵）本件建物の耐震補強設計において、かなりの配慮をされているという事を結論のどこかに入れて頂ければと思いますがいかがでしょうか。

◆委員長（阿波野昌幸）今回の補強計画に配慮した点ですね、そこは私と小倉委員で専門的なところを記述するようにします。それではこれで委員会の議論は以上としてよろしいでしょうか。本日の内容は報告書としてまとめ、教育委員会へ報告させていただきます。

（異議なし）

◆委員長（阿波野昌幸）それではこれで議事は全て終了となります。ご協力ありがとうございました。

3 閉会

午前 11 時 10 分終了